

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 5月 1日～平成33年 4月30日までの5年間

2. 内容

目標1：平成33年4月までに、年次有給休暇の取得を促進するための強調期間とする。

<対策>

- 平成28年 6月 ⇒ 年次有給休暇の取得状況について実態調査開始
- 平成28年 8月 ⇒ 各部署内で計画的かつ有効的な年次有給休暇取得の検討を実施
- 平成28年10月～平成29年9月
⇒ 年次有給休暇の取得状況についてモニタリングし、都度指導する
- 平成29年10月 ⇒ 各部署内の年次有給休暇取得結果より改善点の洗い出しおよび見直し
- 平成29年10月～平成30年9月
⇒ 年次有給休暇の取得状況についてモニタリングし、都度指導する
- 平成30年10月 ⇒ 各部署内の年次有給休暇取得結果より改善点の洗い出しおよび見直し
- 平成31年10月～平成32年9月
⇒ 年次有給休暇の取得状況についてモニタリングし、都度指導する
- 平成32年10月 ⇒ 各部署内の年次有給休暇取得結果より改善点の洗い出しおよび見直し

寺井建設株式会社 一般事業主行動計画

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 7月 1日～平成33年 6月30日までの3年間

2. 当社の課題

- (1) 女性の応募者がそもそも少なく、女性の技術者が少ない
- (2) 女性は主に事務職で総務部に配置され、配属先が限定されている。

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：技術者の女性を現員の1人から5人以上に増加させる。

<取組内容>

- 平成30年 7月～ ⇒ 技術系の女性の応募を増やすため、釧路・根室管内の学校の進路担当者と面談し、学生の進路動向、選ばれる採用基準などの情報収集を行う。同時に採用基準、就業規則等の見直しを行う。
- 平成30年 9月～ ⇒ 職場見学や地元中学校・高校のインターシップ受入れのため、学生向けの企業説明会に毎年1回以上参加する。
- 平成30年10月～ ⇒ 職場見学会およびインターシップを年1回以上開催する。